

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(浜田市議会との意見交換会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	「担い手不足による～地域だけ、市だけでは解決できない課題が増えています。」という内容について、行政のスリム化が草刈作業や防災活動、施設の維持管理に問題が起きているのか。	条例制定に至った経緯として、行政が支援できていたことが、これからは行政だけでは課題の解決が困難になり、市民の総参加により共助によって解決していこうという理念がある。ここで言う「スリム化」という表現は、そういった意味を説明するための前文だと考えている。そういった意味が読み取れないということなので、見直しを検討する。
2	「本市に暮らす子どもから高齢者まで」とあるが、浜田市では「障がいのある人、ない人」「多文化共生」という言葉もある。年齢だけでなく地域共生社会が想像できるような表現にできたらよいと思う。	(意見)
3	「市民と市による協働のまちづくり」となっているが、「市民等」ではないのか。	「市民等」が正しいので、修正する。
4	「持続可能な元気な浜田」の「元気」とは、市長の言っている「元気」なのか一般的に言う「健やかな状態」を指すのか。	前文については検討委員会で出たキーワードを集めて作りこんでいる。その中で「笑顔」、「元気」という言葉を、検討委員からいただいており、その言葉だと思っていただきたい。
5	「元気」とはどういう状態を指しているのか。前文で書かれた時に、「元気」な状態を目指すことが良いのか、元気な姿に向かって協働しながら活動していきましょうということが言いたいのか。	個々の市民の「元気」ももちろんだが、元気な活力のある街を目指していこうという思いが、ここでは込められていると理解している。
6	第2条 「市民」に「通勤もしくは通学するもの」、「事業者」に「市内において事業活動を行うもの」とある。この条文は、日本の状況において、反日活動家に対して利用されやすい。これに対抗できる形はとっておくべき。	検討委員会としてまとめられたものだが、ご指摘の点については、市としても憂慮しており、しっかり検討していきたいと考えている。
7	第2条 「市民」の定義を分かりやすく、絞り込むべき。市民でない人が市内で市民運動を先導するといった事例もある。	この定義については、しっかり検討しないと今後のトラブルになると考えている。内部でしっかりと精査し決定したい。
8	第2条 「市民」の定義について、浜田市の協働のまちづくりという観点で考えたときには、地域の課題は地域が一番知っている。地域以外の人意見が述べても、地域の課題はわからない。そういった点を掘り下げて「市民」の定義を考えていただきたい。	一つ承知していただきたい点は、地域に様々な課題があり、人材が不足していることも課題の一つである。市では関係人口にも着目し、市外にいる人にも地域の課題解決のためにお手伝いいただきたいという視点も考えている。定義をどうするかということはあるが、そういった人に応援してもらい、持続可能なまちづくりを進めていきたいという思いもある。

9	「関係人口」の考え方について説明してもらいたい。	協働のまちづくりの理念とは、公助だけではまちづくりの課題が解決しないとき、住民が自主的、主体的に参画し、その課題解決に努めていこうとするものが根本にある。しかしながら、人口減少が進み、地域によってはそういった取り組みをする人材に悩んでいる所もたくさんある。その課題を解決するために、住民票の有無ではなく、市街地に居住する関係人口の皆さんに応援してもらおう手法もあると思っている。定義については、そういった点を踏まえて、どのように整理するかをまとめたということで、地域課題が様々な人の力を借りる中で解決することが重要なので、そういう視点に立ったときに、どういった関わりを持つ人を大切にしていかが大事な観点だと思う。
10	第2条 「市民」の定義について、「市民」という場合には、まちづくりについて通行人といえども参画をするといった意味がよいと思う。	(意見)
11	第2条 「まちづくり活動団体」に「政治活動または宗教活動を主たる目的としない」とあるが、この記述はかなりアバウトなので、もう少し詳細に明記すべき。	条例を検討する中で、参考にさせていただく。
12	第2条 「まちづくり」の定義について、「市民等」とあるが、ここに「市」は含まれるのか。	「市民等」とは「市民」及び「事業者」として定義している。
13	「市」が行っている活動は「まちづくり」ではないということか。	「市民等」には含まれない。表現の中には「市民等及び市が」と表現している部分もある。
14	議会が必要ないような印象を受ける。議会の役割は何になるのか。そういった議論は無かったのか。	議会の役割、議会の機能に関する議論はあった。ただ、浜田市では議会基本条例が既に制定されており、その中で整理されているということなので、今回の条例ではそれ以外の部分をまとめている。
15	議会基本条例と市民の権利の規定されたまちづくりの条例がぶつかった時に、どちらに優勢があると考えるか。	条例に優劣はないと考えている。二つの条例に矛盾が生じているようであれば、後から策定される、まちづくり条例を見直していく必要があると考える。
16	第4条 「権利」は非常に重たいものであり、他の表現に見直すべきである。逆に「役割」が非常に軽い。これに合わせた表現に整理すべき。	検討委員会でも、この「権利」どうするかについて真剣に議論され、結果としてこのように答申された経緯がある。今回の意見についてもしっかりと受け止めて検討させていただく。
17	第4条 市民の権利となると、あまり暴走するようなイメージではなく、市民の基本的なことを保障するというので、市政参加を市民の権利として、規定した方がよい。	(意見)
18	第6条第3項 「市民等が参画する機会を積極的に設け、市民等の意見等を把握し、市政に反映する」とあるが、いただいた意見については個人情報の保護を徹底すべきと考える。個人情報を保護するという市の役割は規定しなくてよいのか。 市民からいただいた意見については、市の役割として個人情報の保護を徹底するというのを規定すべきと考える。	個人情報保護については、別に条例に定めており、その規定を遵守することを前提としたまちづくり条例だと考えていることから、ここでは規定していない。
19	第6条 市の役割の解説に、「人的支援や、社会	個性という捉え方が、条例の内容を明確に表現し

	生活における条件が不利な地域への予算配分といった財政的支援」とあり、個性に配慮した上となっている。まちづくり活動の地域差は個性なのか。	ているか改めて検討したい。
20	第7条第1項 この規定については、第6条にまとめられても良いのではないかと。	(意見)
21	第7条第2項 職員も職を離れれば市民となる。ここまで規定すると職員は重たくなるのではないかと。	(意見)
22	第12条第2項 答申に合ったものが、パブリックコメントでは削除されている。公開を避ける目的で削除したのか。答申により、市民に対しオープンにやっているとされているものを削除する必要はない。再度、見直しを検討して欲しい。	浜田市情報公開条例において、同様の規定があるとの指摘があったことから削除した。
23	第13条 人材育成については非常に重要であり、もっと強い思いをもって規定すべきであり、逐条解説についてもインパクトのある人材育成を引用してもらいたい。コミセンの報告書では、人材育成が必要と大きく書いているのであれば、条例についても大きく扱ってもらいたい。	人材育成については、特にしっかりやっていくべきことで、検討委員会ではこの位置でまとめられているが、条例の中の位置づけについては、全体のバランスを見る中で考えたい。
24	第14条 「役割」を「所掌事項」としているが、法令上見直す必要があったのか。 「役割」は与えられた役目、「所掌事項」はある範囲の事務をその責任・権限で管理することとなっており意味が異なる。条例制定を機に、見直しはどうか。	自治区設置条例の表現に合わせて見直した。ご意見を踏まえて検討させていただく。
25	第15条 地域協議会は市長に意見を述べるができることあり、これが住民の声を市政に届ける唯一の手段となる。運営規則にある地域協議会の構成については、本庁からの出席について規定にすべきではないかと。	(意見)
26	第16条 今回から推薦団体にまちづくり活動団体が追加されている。推薦団体の範囲を広げるのであれば、定数15人以内というのは少ないように感じる。定数について検討してはどうか。	(意見)
27	地域協議会の正副連絡会議は、現状、定期的に行われていない。今後、一体的なまちづくりを目指すのであれば、地域協議会の横の連携を図り、情報を共有する組織が必要。	理念条例の規則・要綱ではなく、実行していくために構成されている規定(まちづくり総合交付金や地域協議会の規則、要綱)をしっかりと作っていく。個別の仕組みや仕掛けについて、解りやすく説明していくことが重要と考えている。
28	条例を施行するタイミングにあわせて策定を考えている規則等はあるのか。	拠点となるコミュニティセンター設置条例は12月に制定する。財源の関係では、まちづくり総合交付金は来年度から変更するため、検討状況についてお示ししたいと考えている。人的な配置については、規模感をお示ししないと条例だけでは絵に描いたもので終わってしまうため、そういった個々の状況を整理してお示しすることが重要と考えている。
29	第21条 「まちづくり活動団体に対し～」を削除している。その理由は。	条例の中に既に規定しており、重複しているため削除している。
30	第22条 答申では「社会教育活動のほか」という文言があったのが、パブコメでは削除されている。その理由は。	前段で同様の表現が入っていることから、重複しない方がよいといった理由から削除している。 修正については持ち帰って検討する。

	<p>今後、まちづくり活動の拠点は「公民館」ではなく別の施設になるにもかかわらず、削除することに理解ができない。これだけを読むと、まちづくり活動だけをやる施設となる印象を受ける。「社会活動・まちづくり活動を推進する～」としてもらいたい。</p>	
31	<p>第 23 条 理念だけでは検証できないため、規則が必要。組織についてはどのような組織を置くのが重要だと思うが、現状、この組織、構成についてどのように考えているのか。</p>	<p>浜田市の最上位計画である総合振興計画の中に「協働のまちづくり」が章立てされている。今後、後期の総合振興計画を考えていく際、総合振興計画審議会の構成が、条例検討委員会の構成と重複しているところが多いことから、今後は、協働のまちづくりの推進状況も含めて、総合振興計画審議会に担っていただけないかという議論があり、検討委員会の中でそれでよいということでもとまっているため、これを参考にさせていただきたい。</p>
32	<p>修正箇所を示した資料の目次、タイトルが誤っている。また、この章の目的は検証なのか推進なのか良くわからない。 推進を語りながら検証を図っていくという意味合いでよいのか。</p>	<p>「推進」から「検証」としたのは、内部で協議する中で、条例を推進していくということよりも、検討委員会では、条例策定後は、まちづくりの課題を共有し今後の進め方を検証していくことが重要との意見が強かったことから、条例を検証へ見直している。推進は当然していくものであり、検証という言葉に改めている。</p>
33	<p>検証とは、どのような形、どのような時期、どのような頻度でやっていくことを考えているのか。</p>	<p>来年度、総合振興計画の後期計画を策定する。その中に「協働のまちづくり」を章立てして記載していく。そこを考えていく中で、検討委員会で検討いただいた内容を踏まえる必要があり、検証するためには、その中に数値的な指標を入れなくてはならない。検討委員会で議論があったのは、策定した委員が検証に関わっていくという点で、総合振興計画審議会と委員構成が同じであれば、その中で策定したものを検証できればよいのではないかということ、来年度以降、総合振興計画審議会がその役割を担っていくという意見をいただいている。初年度は策定のための会議となるので、頻繁に会議を行うこととなり、条例についてもしっかりその中でやっていく。</p>
34	<p>これはスタートだと思う。今後問題が出てきたときに、検証は必要になってくる。総合振興計画の中に数値目標を掲げて、検証するということが、条例が先行してできることになるが、先に条例に規定してもよいのか。</p>	<p>条例の中では、組織を置くとなっている。条例もスタートし、検証となると1年先になる。その時点では、総合振興計画に盛り込む内容も明記されるため、タイムスケジュール的には問題ないと考えている。</p>
35	<p>第 24 条 冒頭に「市長は」を追記している。このままいくと、市長が必要だと思えば、この条例も廃止できる。解説には「市民の意見を聞いて」と記載があるが、条文にその考えが見えない。条文と解説が矛盾するのは、</p>	<p>条例の制定、見直しは、市長が行うという意味で見直したもの。解説にあるように、市長がこの条例を勝手に変更することはなく、市民の意見を踏まえた上で判断し、条例を見直していくものと考えている。表現についてはご意見を踏まえ検討する。</p>
36	<p>第 25 条 理念条例に実効性を持たせるため、規則や要綱等を制定することが重要。</p>	<p>理念条例の規則や要綱ということではなく、これを構成し、実行していくための規則や要綱（まちづくり総合交付金、地域協議会運営規則など）をしっかりと作っていく必要があると思っている。した</p>

		<p>がって、これを実現するための個別の仕組みや仕掛けについて整理したものを合せて説明していくことが重要と考えている。</p>
37	<p>条例が制定されるタイミングに合わせて規定する規則、要綱はあるのか。</p>	<p>条例制定の9月のタイミングでは難しい。例えば、拠点となるコミュニティセンター設置条例については12月に定める。財源については、まちづくり総合交付金が来年度から変わってくるため、それまでに検討状況についてはお示しできると思っている。財源を別にした人的な配置についても、どのような規模感になるのかをお示ししないと絵に描いたままで終わる。これらを、まとめてお示しすることが重要と考えている。</p>
38	<p>この意見交換会での意見の受け止め方は、どのように考えているのか。</p>	<p>意見を踏まえたうえで、必要に応じて答申を修正し、9月議会へ提案する。</p>
39	<p>修正を含めた説明会と受け止めてよいか。</p>	<p>いただいた内容については尊重させていただき、執行部としての案を作成していく。</p>
40	<p>議会の意見とパブリックコメントがどのように加味されていくのか。</p>	<p>意見をいただく機会として、地域協議会、議会、パブリックコメントを実施している。そこでいただいた意見を全て踏まえ、条例にどのように盛り込んでいくか、今後執行部として協議していく。</p>
41	<p>9月議会には最終的に固まったものが出てくるということで、それまでは固まっていないという認識でよいか。</p>	<p>本日説明するのは、検討委員会の答申を踏まえたものであり、今後執行部として固めたものを9月議会へ提案する。</p>
42	<p>現在の自治区制度の中で根幹を成している「まちづくり総合交付金」については、4割程度が過疎債で補われている。過疎債の今後が見えない状況であるが、まちづくり総合交付金はどのような形になっていくか説明して欲しい。財源については、まだ決まっていないということでよいか。</p>	<p>条例の中では、行政としても「人的支援」「財政的支援」について盛り込んでおり、財政的な支援が全てなくなるということはない。過疎債の見直しがあった場合は、それに対応した財源を確保していく必要があると考えている。その形が現在の「まちづくり総合交付金」のままなのか、全く別のもとなるのかは、今のところ議論を行っていない。現状の額を維持することが厳しい状況になるかもしれないが、その点を含めて何らかの支援を継続していくことは、条例の中にも明記している。「まちづくり総合交付金」の内容について見直しに取り組んでいる。</p>
43	<p>公民館長の報酬がどうなるか。現状のままで、担ってくれる人がいるか心配している。また、これらの人件費をカバーできるのか確認したい。</p>	<p>報告書では、人員の配置について、館長1名、主事2名を基本とすることが示されている。この報告書を尊重すると、人員の総数は大きく増加し、人件費で約1億円の増額を見込んでいる。この予算をどうしていくかを、執行部で検討しなければならない。実際の報酬や手当の金額については、9月議会への提案の際には準備する。</p>
44	<p>答申からパブリックコメントまでに内容が変更されているが、この変更については、検討委員会全員の了解を得るべきではないか。</p>	<p>スケジュールの関係で委員全員に対して了解を得ることができなかつたため、会長・副会長の了解をいただいて修正させていただいた。その旨について、全委員に対し、謝罪と修正箇所についてお知らせしている。</p>
45	<p>全員協議会では答申を示されており、数日の間に修正されたものがパブリックコメントに出てきた。最初からパブリックコメント版を示せばよかったの</p>	<p>パブリックコメントへ出すに当たり、内部組織の法令審査会からの意見を聴いて修正したもの。これは内容の修正ではなく、言葉の重複や順序を修正し</p>

	ではないか。	たものに留めている。
46	「まちづくりや市政」を「市政やまちづくり」へ「参画及び協働」を「参画」へ、「地域らしさ」を「地域の個性」となっている。これで内容の修正ではないといえるのか。	法令上分かりにくい部分や、言葉の意味がはっきりしない部分について見直しを行っているもの。今回のご指摘については、見直しの参考にさせていただく。
47	自治区設置条例は廃止し、「自治区」という名称は「地域」へ変わるのか。	答申では「自治区」から「地域」へ変更となっている。
48	まちづくりは、市民の生活、健康、福祉である。この条例に福祉や市民生活という色が見えない。本来ならこの場に市民生活部や健康福祉部がいてもらえば地域は安心する。どうしても公民館や自治会的な要素が強く違和感がある。	協働のまちづくりは、町内会や自治会、NPOや事業所、福祉に係る団体、防災に係る団体など色々な組織が、地域の課題に応じて取り組みを進める一つの手法と考えている。この条例の中だけでは見えにくい点はあるかと思うが、気持ちの中ではそういった皆さんと一緒に進めていくという条例だと考えている。
49	条例と地域協議会と市議会の関係について、まちづくりについては条例をしっかりと整備し、執行部、市長で地域の声を拾い上げる。議員は、選出地域、選出区分、政権、政策がある。執行部が市民から拾い上げた実情や意見を施策化したものを、議員の24通りの考え方でチェックをするという関係だと思うが、これについて考えを聞かせて欲しい。	議員の役割については、議会基本条例に明記されていると思っており、まさにそのことを進めていく条例だと思う。したがって、市民の声を吸い上げるために様々な方法を探っていく。その一つが地域協議会だが、浜田地域の地域協議会が本当に一つでいいのかを議論した際、諮問機関である地域協議会ではなく、地域協議会に参加している様々な団体関わった方がよいという議論も出ており、そういう中で地域の声も拾い、地域に伝えるといった機能は、議会からご指摘いただいたとおりであり、これはこれから検討していくことになっている。これにあわせ、議員の皆さんにも、当然地域の声は入るし、それらを含めて、市が政策提案したことに対して議決していただくということが議会の役割だと思っている。そのような良好な関係の中で、浜田のまちづくりが進んでいくと思っている。
50	コミセン化については、本館26館が基本的な考えだと理解している。分館については、社会教育の活動拠点というより地域活動の拠点として与えられていると認識している。本館26館がコミセン化した際の分館の取り扱い、分館はどういった位置付けになるのか。	分館の検討状況について、部会の中では議論していない。分館については地域活動の拠点として重要な位置付けだと認識しているので、別に議論する必要があると考えている。
51	まちづくりは、人数や世帯数は関係ない。中山間地域など分館でもまちづくりをしっかりとやっている。分館を別に考えるのではなく、含めるべき。人	公民館をまちづくり、社会教育の拠点とするという大きな考え方があり、その方向に舵を切っていく。分館については、地域の方にしっかり運営して

	<p>数で考えると浜田公民館や石見公民館の数は増える。そういうことを考えず、合併の際に分館を持つこととし、活動拠点として地域に預け、地域住民の管理の下で、活動資金を与えて管理してもらっている。コミセンをまちづくりセンターとして検討するのであれば、分館もこの検討に入れないと、不公平に感じる。</p>	<p>もらっているということで、そういった意味で言うと、これから進めようとしている公民館のコミュニティセンター化の考え方に先んじている施設ではないかと思っている。したがって、活動費などについて指摘をいただいたが、その点は大切にしていかなければいけないと思っているので、本館に合せて分館の考え方もきちんと整理する必要があると思っている。</p>
52	<p>分館としての立ち位置というのは、コミセン化した際には、集会施設としてではなく、社会教育活動を含めた考え方もあると考えてよいのか。</p>	<p>地域の活動が活発になり、課題が解決できるように、施設に拠点を持たせるということなので、そういう意味では分館はもちろん、自治公民館についても同じ考えの下、地域の声を聞きながら活動がやりやすくなるような支援をしていく。</p>
53	<p>コミセンとは何をするのか。明確に解りやすく書いてもらいたい。コミセンの責任者はセンター長であること、センター長の権限や職務、主事の職務など明確にしてもらいたい。そうすれば、責任と権限に見合う費用が必要になる。分館も同様である。その点をしっかり書いてもらい、それに対応するだけのサポートをするということ、それらがコミュニティセンターの仕事であることを明確に書いてあればわかる。そうしないと、センター長や活動内容を定める時に皆さんは悩むことになる。人材を探すといっているが、この費用でこれだけの業務をする人がいるのか。これも検討すべき課題だと思う。</p>	<p>これまで公民館は、社会教育の拠点ということで人づくりに貢献してきたと思っている。その人づくりの機能はそのままに、まちづくりについても取り組んでいただくことになるが、既に多くの公民館で、まちづくり活動を行ってもらっているような状況である。まちづくりとは何かということについては、条例で定義しているが、これが明確でないといわれれば解釈は難しい。地域の課題を解決していくためにみんなが力を合せるということで、コミュニティセンターが拠点となって、団体を結びつけたり、支援したりしていく。これをコミュニティセンターの条例の中に目的を規定していく。ただ、まちづくりと公民館の関わり方が地域によって異なるという実情があるため、そこについては、事務局を担うということだけでなく、組織をサポートすることを含めて柔軟に考えていこうということでスタートさせていただきたい。</p> <p>少なくとも、これを検討するうえでは、人や事業費の規模をはっきりしないと、地域も動けないという指摘だと思うが、そういった半断材料はしっかりお示ししていく。</p>
54	<p>名前と箱はあるが、中身はまだ決まっていないということでは。</p>	<p>中身については、コミュニティセンター化検討部会で、その活動のための人材的に不足しているため強化したいということが明確に書かれており、そういった体制を整え、事業費についても考えていく。その中で、何ができるか、何に取組むかは、協働という事で言うと地域の思いだと思っている。</p>
55	<p>これまで、条例やコミセン化の中身について、まちづくりや自治会へ説明がなされてきたのか。</p>	<p>条例検討委員会やコミセンの部会には、まちづくり推進委員会、地域協議会、公民館長の代表に出させていただいており、そこから、各地区へ検討状況等について説明していただいていると聞いている。コミセンについては、公民館単位で説明会等も開催している状況である。</p>
56	<p>まちづくり推進委員会の会長の中に話を聞いていないという人がおり、それは問題ではないかと捉えている。よい条例や検討内容が合っても、それを</p>	<p>(意見)</p>

	担うのは地域の住民なので、そこは重要な部分だと考える。今後はわかりやすい資料を用意し、各所へ説明してもらいたい。	
57	公民館の地域の枠もあるが、住民が使いこなせる公民館が、今の状況でどこまでスムーズにいくのか。全ての地域が、小さな社会としてコミセンを使いこなすようになるには課題があると思うが、その点について、どのように考えているか。	地域住民のまちづくり意識が高く、経験が豊富な地域はすぐにでも取り組みやすいと思っている。ただ、検討委員会で議論する際、浜田自治区以外の地域でも温度差があり、柔軟に取り組むことからスタートした方がよいとの意見があった。議論の末、検討委員会としては、全会一致で柔軟にスタートしようとなっている。今回は、個人、事業者がまちづくりへ参画しようという意識をどのように啓発していくかが一番にあり、その後、次のステップである、まちづくりの団体の立ち上げに関わってくる。地域のまちづくりに対する温度差はあるが、条例をつくることによって、多くの人に参画の意識を広め、地域に参加し、組織も作っていく。時間がかかることなので、令和3年度はスタートの年にさせていただきたい。今回の条例制定と、コミュニティセンター化によりそういったことを進めていきたいと考えている。
58	緩やかにスタートしていくことについては、そのとおりだと思う。コミセン化の中で、地域の人材を育成していくことが、大きな課題、目的だと思う。人材を育成していくというのは、より多くの実践を積んでいただく。自分の思いを表に出し、行動に移す。行動しやすい環境を回りが作っていく、行政が後押しをして作っていく。成功、失敗ということはないと思うが、住民が主体的に思ったことを実践してもらおう。その繰り返しをすること以外にはない。これを地域が継続していける環境を作ることが、持続可能な小さな社会を作っていくことではないかと個人的に思っている。	(意見)
59	考え方として、所管について触れているが、社会教育推進を担保するためには市長部局へ社会教育担当部署を設ける。法改正により、できることになっているので、こうした形が個人的にはよいと思う。	(意見)
60	まちづくりコーディネーターを配置すべきと書いてあるが、専門的な助言とある。各地域に一人ずつではなく、市全体を見ることができるようなポジションに数名と話があった。そんな中、どの分野の	具体的に進めていく中でしっかりと受け止める。コーディネーターの専門性によって解決するだけでなく、その人の持つネットワークを使ってお願いすることもあると思う。ネットワークが広く、繋ぎ

専門的な知識を有する人を配置するのかということは、市が考えるまちづくりの戦略ときちんと合せて考えるべきだと思う。まちづくりの戦略と合せて、コミセンを核としたまちづくりを進めていくときに、市全体では、どのような事業を推進していくところを定めて、人材を配置していく必要があると思っている。内閣府のニュースの中で、オープンラボが立ち上がるとあり、これから必要な20の政策、分野が定義されている。コロナの対策も含めて、交付金の使い方ということで、民間の専門官を派遣してもらおうといった説明会がある。国がこれから推進すべき分野といったものも踏まえながら、どの分野に専門官を配置するのかを早急に、具体的に考えていく必要がある。

合わす事ができることも大きな役割だと思っている。その点踏まえながら考えていきたい。